



各位

平成18年5月19日

株式会社 ヨロズ

横浜市港北区樽町三丁目 7番60号
代表取締役社長 志藤 昭彦
(コード番号 7294 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 河原 清
(TEL.045-543-6802)

当社株式の大量買付け提案への対応方針(買収防衛策)に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日に開催された取締役会において、会社や株主の皆様の利益に資さないような不合理な買収が行われる事態を避けるために、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」とい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。)に対しては、以下のような方針で対応することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本対応方針を決定した当社取締役会には、社外監査役を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

注1 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

または

- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）を計算上考慮されるものとし、）

または

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとし、

注3 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本方針の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、特定の者から大量買付行為がなされた場合、これを受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。

そして、当社株主の皆様が適切なご判断を行うためには、大量買付行為が行われようとする場合に、当社取締役会から当社株主の皆様に対し、必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会といたしましては、株主の皆様ご判断材料として、大量買付行為に関する必要な情報が大量買付者から当社取締役会に提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じて大量買付者と交渉し、又は、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社グループは、その長く歴史ある事業活動によって、「サスペンション」のヨロズとして自動車メーカー各社からの信頼を得てきております。その結果、現在では日系自動車メーカー全との取引を頂いております。当社の主力事業であります「サスペンション」の製造は、定型的な製品を単に製造・販売するというものではなく、自動車メーカーのニーズに合致するように、その要請を十分に把握しながら、自動車メーカーとともに開発していかなければならないという特徴があります。したがって、自動車メーカーのニーズに応える製品を作るためには、最先端かつ高度な技術力が不可欠であるのに加え、自動車メーカーの業務プロセスを的確に理解し、その中に入力して、製品開発に取り組むことが極めて重要となります。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のためには、自動車メーカー各社との信頼関係を重視した中長期的視野に立った経営の取組み、高度な技術力の維持及びそのさらなる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれたステークホルダーとの永年の信頼関係への深い理解が必要不可欠であります。

以上述べました事業活動に関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えます。そのため当社は、当社株式の適正な価値を投資家・株主の皆様にご理解いただくよう従来よりIR活動に努めてまいりました。しかしながら、突然大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間に適切にご判断いただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに当社株式を継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダー

との関係についての方針を含む、大量買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大量買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大量買付行為に際しては、大量買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大量買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら、大量買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討したうえで意見を公表いたします。さらに、必要であれば、大量買付者と交渉したり、株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大量買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその案を検討することが可能となり、より適切な判断が可能となります。

以上から、当社取締役会は、大量買付行為が上記見解に基づく合理的なルールに従って行われることが、当社及び株主の皆様全体の利益に合致するものと考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を設定することいたしました。

なお、当社の株主の状況につきましては別紙添付の「大株主の状況」を参照願います。

2.大量買付ルールの設定

当社取締役会としては、大量買付行為は、以下に定める大量買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大量買付ルールとは、事前に大量買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始する、というものです。

大量買付ルールにおける大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

まず、大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大量買付ルールを順守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先及び企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当社取締役会は、大量買付者から意向表明書を受領したことについて速やかに情報開示を行います。

(2) 大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。当社は、上記意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報のリストを大量買付者に交付します。

大量買付者（組合・ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

大量買付行為の目的及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）

買付対価の算定根拠 (算定の前提となる事実 仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。) 及び買付資金の裏付け (買付資金の提供者 (実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

大量買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策その他買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

その他取締役会が合理的に必要と判断する資料

なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(3) 大量買付情報の追加提供

当社取締役会は、大量買付情報の提供を受けた場合、提供された大量買付情報の検討を開始します。

この場合に、当初提供していただいた情報だけでは大量買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大量買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。かかる場合、当社取締役会は、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、当社取締役会が追加で必要とする情報及び当該情報が必要となる理由を通知するものとし、大量買付者には、かかる回答期限までに、上記情報を提供していただきます。

なお、当社取締役会は、下記(4)の評価等を行うにあたり十分な大量買付情報の提供を受けるため、追加提供を受けるべき情報の有無及び内容について、企業価値・株主全体の利益に適うものとなることを確保するため、外部専門家の助言を受けることがあります。かかる外部専門家とは、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家で、当社から独立した第三者が予定されております (以下においても同様です。)

(4) 評価期間

上記の結果、当社取締役会が十分な大量買付情報の提供を受けたと判断した場合、大量買付情報の内容の取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等 (以下、「評価等」といいます。)を行う一定の時間的猶予 (以下「評価期間」といいます。)として、当該買付等の内容に応じて下記または による期間を設定します。大量買付行為は、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものとし、

なお、当社取締役会は、評価期間が開始したことについて速やかに情報開示を行います。

対価を現金 (円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合には60日間

その他の買付けの場合には90日間

ただし、当社取締役会は、当社企業価値・株主全体の利益の確保のため大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で評価期間を延長することができるものとし、

なお、当社取締役会は評価期間を延長する場合には、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

(5) 意見開示 代替案提示

評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大量買付情報を十分に

評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3.大量買付ルールが順守されなかった場合の対抗措置

大量買付者によって大量買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、当社企業価値・株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大量買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は別紙記載のとおりとします。

なお、新株予約権の無償割当てをする場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間並びに行使条件及び取得条件を設けることがあります。

大量買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには代替案の提示をうける機会を保障することを目的とするものです。大量買付ルールが順守されている場合、大量買付行為が当社に回復し難い著しい損害をもたらすことが明らかでない限り、当社取締役会の判断のみで大量買付行為を阻止しようとするものではありません。

今回の大量買付ルールの設定及びそのルールが順守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大量買付ルールを順守しない大量買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大量買付ルールを無視して大量買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

4.株主・投資家に与える影響等

(1)大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを順守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行った場合の、新株予約権の行使または当社による取得についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式等の交付を受けることができます。

なお、上記新株予約権の無償割当ての場合、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当ての基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

5.大量買付ルールの有効期限

上記対応方針の有効期限は、2006年6月に開催される定時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会の終結の時までとします。当社の取締役の任期は1年であり、上記対応方針の継続または改廃は、2006年6月に開催される定時株主総会において株主の皆様によって選任された取締役によって構成される取締役会において決定されることとなります。したがって、以後の継続または改廃も、毎年の当社株主総会において株主の皆様が選任された取締役によって構成される取締役会において決定されることとなります。なお、取締役候補者の上記対応方針に対する賛否は、当社株主総会の取締役選任議案に記載することといたします。また、当社取締役会は、かかる方針を継続することを決定した場合であっても、企業価値・株主全体の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備等を踏まえ、上記対応方針を随時見直していく所存です。

以上

別紙

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの価額は金1円以上とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、1株の当社普通株式を交付することができる。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定める。

以上

別紙添付

大株主の状況 (平成18年3月末現在)

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社ヨロズ	6,601,013	30.77
志藤 六郎	1,418,117	6.61
日本生命保険相互会社(特別勘定年金口)	920,300	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	880,600	4.10
株式会社横浜銀行	742,668	3.46
株式会社みずほ銀行	742,668	3.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	703,700	3.28
三菱UFJ信託銀行株式会社	682,000	3.18
東京海上日動火災保険株式会社	426,000	1.99
渡辺 英夫	407,759	1.90
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	385,900	1.80
計	13,910,725	64.83